

# 国民健康保険・高額療養費の 自己負担限度額が変わります (平成27年1月～) ～70歳以上の方は変更なし～

## 自己負担限度額の変更(70歳未満)

平成27年1月診療分から、70歳未満の方の1カ月の自己負担限度額(以下、限度額)が表のとおり変更となります(平成26年12月以前の診療分は、従前の区分での自己負担となります)。

1カ月の医療費を限度額を超えて支払った場合、申請により差額分を高額療養費として支給されます。

世帯内で同じ月の複数の医療機関の自己負担額を合算し、限度額を超えれば支給の対象となります(同一医療機関での支払いが21,000円以上であることが必要です)。

なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

## 限度額適用認定証について

事前に申請をして限度額適用認定証(以下、認定証)の交付を受けた場合、同一医療機関での支払いが限度額までとなります。すでに認定証をお持ちの方で国保税の滞納がない方には、12月下旬に新しい認定証を郵送します。1月1日以降に医療機関などで受診する際は、新しい認定証を提示してください。



## 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

《平成26年12月31日まで》

所得区分	所得要件	自己負担限度額
A (上位所得者)	基礎控除後の所得が600万円を超える	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% < 4回目以降: 83,400円 > ※1
B (一般)	基礎控除後の所得が600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 4回目以降: 44,400円 >
C (低所得者)	住民税非課税	35,400円 < 4回目以降: 24,600円 >



《平成27年1月1日から》

所得区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得が901万円を超える	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% < 4回目以降: 140,100円 >
イ	基礎控除後の所得が600万円を超え、901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% < 4回目以降: 93,000円 >
ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え、600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 4回目以降: 44,400円 >
エ	基礎控除後の所得が210万円以下	57,600円 < 4回目以降: 44,400円 >
オ	住民税非課税	35,400円 < 4回目以降: 24,600円 >

※1 過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目から適用される限度額

《問合せ》 市民課国保医療係 ☎21-9061 または各支所市民福祉係

# 固定資産税のお知らせ

異動申告は1月16日(金)まで!!

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・建物・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。平成26年中に次のような異動があった場合は、必ず申告してください。



- ▼土地・建物
  - ①土地の利用状況の変更  
(例)農地を埋め立てて駐車場や資材置き場にした
  - ②建物の新増築、取り壊し
  - ③建物の用途変更  
(例)専用・併用住宅を工場・事務所に変更した
  - ④登記していない建物の所有者の変更(売買・相続など)
  - ⑤今年4月に送付した「課税明細書」の内容の変更など
- ※登記済の物件は申告不要
- ▼償却資産
  - ・償却資産課税台帳に所有者として資産登録のある方は、12月上旬に平成27年度申告書を送付します。平成

27年1月1日現在の資産の所有状況(機械・備品などの購入または廃棄、事業の廃業など)を申告してください。

なお、資産の異動がない場合も申告が必要です。

※(社)地方税電子化協議会が

## 知って納得!

### 固定資産(償却資産)のQ&A

Q 償却資産とは何ですか?

A 会社や個人が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの事業用資産です。土地・建物と同じく固定資産税の課税対象です。



Q 申告しなければいけないのですか?

A 市内に償却資産を所有している方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。

Q どんな資産が申告の対象

運営する地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用したインターネットによる電子申告を受け付けています。詳しくは、市ホームページまたはeLTAXホームページをご覧ください。

▽eLTAXホームページ  
<http://www.etax.jp/>

《問合せ》税務課資産税係  
☎21-9046または各支所市民福祉係

ですか?

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上するものは、全て償却資産の申告対象です。ただし、建物として固定資産税の対象となるものや車両のうち自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告対象から除かれます。

Q 新規開業しましたが申告はどうするのですか?

A 平成26年中に事業を始めた方には、市から「申告書」を送付します。申告書が届いていない場合は連絡してください。



目	指	そ	う	!
特	別	徴	収	
1	0	0	%	実 施

県と県内全ての市町は、連携して個人住民税の特別徴収を推進しています。

## 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さんへ

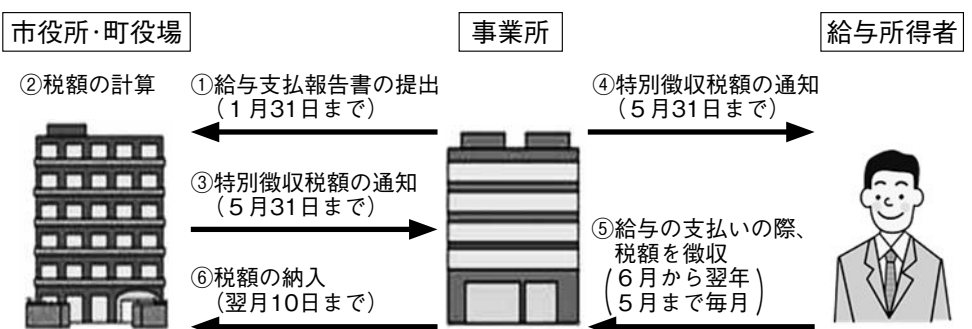
特別徴収とは、従業員への給与から個人住民税を天引きし、事業主が従業員に代わって、毎月、市町に納税するものです。

◆この制度は、地方税法および各市町の条例の規定で、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)に義務付けられています。

◆特別徴収が不要なケースは法令で定められており、事業主の希望に応じて決めることはできません。

◆従業員のメリット  
①毎月の給与天引き(年12回払い)になるので、年4回納める普通徴収に比べ1回当たりの納税額が少なくて済む。

## 特別徴収の方法による納税の仕組み



- ② 直接金融機関に出向く必要がなくなる。
  - ③ 納付忘れを防げる。
- 《問合せ》税務課市民税係  
☎21-9045または県税事務所課税第1課  
☎26-3627